

施設使用料設定基準(案) (たたき台)

I 基本的な考え方

1. 使用料算定基準の必要性

本市の施設使用料の設定については、その算定方法や改定の時期などについての統一した基準がなく、維持管理費等をもとに、類似施設の料金を参考にするなど、各々の施設ごとに使用料を設定してきたが、負担の公平性を確保するために、利用者がどこまで負担すべきか、市がどこまで負担すべきかなど使用料についての基本的な考え方を整理し、統一的な算定基準を定める必要がある。

2. 使用料算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則

公共施設などの維持管理にかかる経費は、施設使用の対価として受益者からの使用料によりその一部を補っている。使用料は、利用者からすると当然安価であることが望まれるが、この場合、施設の維持管理などに必要な経費の多くを市で負担することとなり、施設の利用者と利用しない者で不均衡が生じることとなる。

そこで、施設の利用者と利用しない者との「負担の公平性」を確保するため、利用者
に適正な負担を求める。（「受益者負担の原則」）

(2) 使用料算定方法の明確化

利用者に適正な応分の負担を求めるには、市民に理解と納得が得られるように使用料の積算根拠（原価のあり方や負担割合など）を明確にし、「透明性を確保」する必要がある。

そこで、統一的な使用料の基本的な算定式を次のとおり定めることとする。

3. 使用料算定の算定方式

積算根拠を明確にし、市民への説明責任を果たすため「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とする。

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担割合}$$

(1) 原 価

施設の維持管理等に要する「人にかかる経費」と「物にかかる経費」を原価として算定する。

(2) 受益者負担割合

対象とする施設が「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」といったサービスの性質(公共性の強弱)により、受益者と市(公費)の負担割合を決定する。

4. 対象施設

対象施設は、地方自治法第225条に基づき、使用料を徴収している公の施設とする。

【対象となる主な施設】

対 象 施 設		対 象 施 設	
1	男女共同参画センター	21	におの浜ふれあいスポーツセンター
2	地域福祉文化交流センター	22	有料公園施設 伊香立公園 一里山公園 皇子が丘公園体育館 皇子山球場 皇子山総合運動公園 柳が崎湖畔公園 他
3	滋賀里コミュニティセンター		
4	木戸コミュニティセンター		
5	市民活動センター		
6	スカイプラザ浜大津		
7	伝統芸能会館		
8	市民文化会館	23	サイクリングターミナル
9	仰木太鼓会館	24	自転車駐車場
10	長等創作展示館	25	公民館
11	市民会館	26	野外学習施設(比良げんき村)
12	ふれあいプラザ	27	市民体育館
13	明日都トレーニングルーム	28	市民プール
14	まちなか交流館	29	坂本市民格技場
15	勤労福祉センター	30	生涯学習センター
16	温泉保養交流施設比良とびあ	31	科学館・プラネタリウム
17	旧竹林院	32	和邇文化センター
18	公人屋敷	33	北部地域文化センター
19	曳山展示館	34	歴史博物館
20	森林キャンプ村	35	葛川少年自然の家

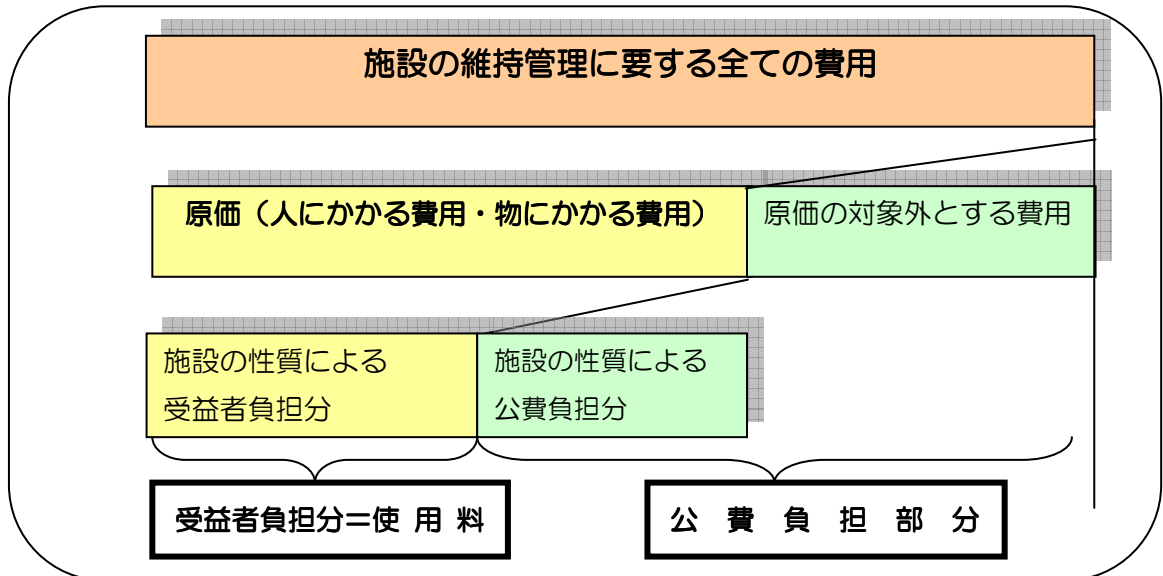
対象外とする施設とその理由

区 分	施 設
使用料を徴収できない施設(学校教育法、図書館法)	小学校、中学校、図書館
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設 (公営住宅施行令)	市営住宅
料金統一などの観点から、国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の基準に準じる施設	保育所
独立採算を目指すべき施設や独立採算性を基本としながら、近隣・民間との競争性が強く、原価により使用料を設定することが困難な施設	卸売市場 自動車駐車場

Ⅱ 原価の算定

1. 原価の考え方

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理等に要する費用を受益者に負担してもらうためには、使用料の算定の基礎となる原価を的確に把握するものとする。



(1) 原価に算定する費用

人にかかる費用	人件費（退職給与引当金繰入等含む）	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	物件費 維持補修費 減価償却費	サービス提供や施設を維持管理するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用

(2) 原価に算定しない費用

原価に算定しない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方をもたない。また、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、原価として算定することは適切でない。ただし、借地代については、原価に算入する。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用・災害による現場の復旧に要した費用 など	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常サービスを提供するのに直接関連しない費用は其中で賄うのが適切であると考えられる。

「人にかかる費用」の内訳

人にかかる費用	人件費	給与	正規職員、非常勤職員、臨時職員の就労に対する対価として要する費用。ただし、退職手当は除く。退職手当に相当する費用として、「退職給与引当金繰入等」を計上する。
		報酬	
		賃金	
		職員手当等 災害補償費	
		退職給与引当金繰入等	職員1年分の退職手当に相当する費用で、引当金として負債計上する費用。

「物にかかる費用」の内訳

物にかかる費用	物件費	旅費		職員の出張に要する費用。
		需用費	消耗品費	施設運営に伴う消費的なもの等に要する費用。
			燃料費	
			食料費	
			印刷製本費	
			光熱水費	
			修繕費	
			賄材料費	
			飼料代	
			医薬材料費	
			通信運搬費	
			保管料	
			広告料	
			手数料	
		筆耕翻訳料		
		火災保険料		
		自動車損害保険料		
備品購入費		机や椅子といった長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用。ただし、消耗品費や原材料費等で計上するもの（原則、2万円未満）や減価償却費で計上するもの（50万円以上）を除く。		
委託料		指定管理料、施設運営委託料、清掃委託料、保守点検委託料など		
その他	共済費	その他、サービス提供及び施設の維持管理に必要とする費用。ただし、「共済費」は人件費に計上されるものを除く。		
	報償費			
	使用料及び賃借料			
原材料費				
維持補修費		施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する費用。ただし、修繕費で計上するもの（備品の修繕）や減価償却費で計上するもの（改築・増築等施設の形状ないし構造そのものを改良し、その効用を増加させるもの）を除く。		
減価償却費		使用や年数の経過により減少していく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設（取得）、大規模修繕に要した金額を耐用年数で年度毎に配分した費用。		

2. 原価の算定方法

- ・原則として算定を行う年度の前年度3年間の決算額（実績）の平均とする。
- ・ただし、人件費や減価償却費については、次のとおり算定するものとする。

(1) 人件費の算定方法

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

〔人件費単価〕

- ・正規職員、非常勤嘱託職員、臨時職員の職員区分毎の平均給与、平均報酬額とする。

〔職員数〕

- ・施設の運営、維持管理等に携わる職員とし、複合施設の場合は按分する。

(2) 減価償却費の算定方法

施設は年数の経過とともに資産価値が減少していくため、世代間の負担の公平性の観点から、減少した資産を費用として算定するものとする。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

※取得価格は、建設費から国庫補助金等を控除した額とする。

財務省の耐用年数表(抜粋)

(年)

用途	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	コンクリート ブロック	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造	その他
庁舎	50	50	38	41	38	30	24	
事務所	50	50	38	41	38	30	24	
自転車置場	38	38	31	34	31	24	15	
車庫	38	38	31	34	31	25	17	
陳列所・展示室	50	50	38	41	38	30	24	
校舎・園舎	47	47	34	38	34	27	22	
講堂	47	47	34	38	34	27	22	
体育館	47	47	34	38	34	27	22	
集会所・会議室	47	47	34	38	34	27	22	
公民館	50	50	38	41	38	30	24	
プール								30
公園								20

Ⅲ 施設の性質別分類と負担割合の設定

1. サービスの性質（公共性の強弱）による分類

サービスの性質（公共性の強弱）を「必需性」（表①）、「市場性」（表②）の2つの視点により判別する。

① 【必需性】 日常生活上の必要性（選択的か必需的）による区分（表①）

区 分	選 択 的	必 需 的
性 質	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設 主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設
公共性の強弱		

② 【市場性】 民間による提供の可能性（市場的か非市場的）による区分（表②）

区 分	性 質	収益性の強弱
非 市 場 的	<ul style="list-style-type: none"> 民間により同種または類似サービスの提供がない(見受けられない)施設 民間によるサービスの提供が困難な施設 	
市 場 的	<ul style="list-style-type: none"> 民間に同種、類似するサービスが提供されており、容易に利用できる施設 行政と民間が競合する施設で、使用料や供給量に問題がない。 	

2. 性質別分類と受益者負担割合の設定について（表③＝表②＋表①）

本市については、次ページの【参考：他都市の例】（例1）、（例2）を参考に、下表③のとおり、サービスの性質（公共性の強弱）である「必需性」（日常生活上の必要性）、「市場性」（民間による提供の可能性）を各々3分割し、9分類としたうえで、負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分することとした。

【3分割×3分割＝9分類の受益者負担割合5段階】（表③）

		A 非市場的 B 両者の中間 C 市場的	50%	25%	0%
			75%	50%	25%
民間による提供の可能性		公共性 弱	100%	75%	50%
			Ⅲ 選択的	Ⅱ 両者の中間	Ⅰ 必需的

Ⅳ 使用料の算定

1. 利用形態別使用料算定方法

使用料の算定基礎となる原価（コスト）の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方にに基づき、会議室などの「貸館施設」、プールなどの「個人利用施設」の2つに分類して、算定を行う。

（1）1室当たりの原価から使用料を算定する場合・・・貸室(会議室・ホール等)

- ① 1㎡当たりの時間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積合計 ÷ 年間開館時間
- ② 1室当たりの原価 = ①1㎡当たりの時間原価 × 利用面積(室面積) × 利用時間
- ③ 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 受益者負担割合

（2）1人当たりの原価から使用料を算定する場合・・・個人利用の場合(プール等)

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間受益者(利用者)数
- ② 1人当たりの使用料 = ①1人当たりの原価 × 受益者負担割合

V 施設の性質別分類と受益者割合

1. 施設の性質別分類と受益者負担割合

本市の対象施設を、サービスの性質（公共性の強弱）を「必需性」、「市場性」の2つの視点による分類と受益者負担割合は下表のとおりである。

	Ⅲ 選択的	Ⅱ 両者の中間	Ⅰ 必需的
A 非市場的	【50%】 ● 伝統芸能会館 ● 科学館、プラネタリウム ● 歴史博物館 ● 比良げんき村(星の博物館)	【25%】 ● 葛川少年自然の家	【0%】 (道路※) (下水道※)
B 両者の中間	【75%】 ● 仰木太鼓会館 ● 長等創作展示館 ● 市民文化会館 ● 市民会館 ● まちなか交流館 ● 旧竹林院 ● 公人屋敷 ● 曳山展示館 ● 皇子が丘公園体育館(競技場、体育館・弓道場) ● 皇子山総合運動公園 ● 伊香立公園(グラウンド) ● 皇子山球場 ● 市民体育館 ● 坂本市民格技場 ● 勤労福祉センター	【50%】 ● 公民館 ● 生涯学習センター ● 和邇文化センター ● 北部地域文化センター ● 地域福祉文化交流センター ● 滋賀里コミュニティセンター ● 木戸コミュニティセンター ● 男女共同参画センター ● 市民活動センター ● ふれあいプラザ	【25%】
C 市場的	【100%】 ● スカイプラザ浜大津 ● 明日都トレーニングルーム ● 温泉保養交流施設比良とぴあ ● 森林キャンプ村 ● におの浜ふれあいスポーツセンター ● 伊香立公園(テニスコート) ● 一里山公園(緑のふれあいセンター) ● 皇子が丘公園体育館(トレーニングルーム、温水プール、夏期プール、テニスコート) ● 柳が崎湖畔公園 ● サイクリングターミナル ● 自転車駐輪場 ● 市民プール ● 比良げんき村(キャンプ場)	【75%】	【50%】 (市営住宅※) (幼稚園※) (保育園※)

(※) は対象外施設

Ⅵ その他、考慮すべき事項

(1) 個人利用にかかる料金設定について

個人利用の施設等において、施設の設置目的や利用者の状況等から、利用者区分により利用料を設定する必要がある場合の減額率は、原則、下表により設定するものとする。

ただし、施設の個別事情により、下表の利用者区分以外に減額率を設定する場合は、施設の設置目的、利用者の状況等を考慮し、適正な料金を設定する。

通常料金に対して

利用者区分	減額率
障害者	免除
高齢者（65歳以上）	2.5割減額
高校生	//
小・中学性	5割減額
就学前の幼児	免除
団体割引	2割減額

(2) 市民以外の利用の取り扱いについて

本来、公の施設は、市民の利用に供することを目的として設置されているものであることから、市民以外が利用する場合については、市民の利用が制限されると考えられ、また、受益と負担の公平化、市民優遇の観点から、施設の利用者の状況等から判断し、市民以外の利用者、団体の利用について、使用料又は利用料金に区分を設定する必要がある場合は、原則、次のとおりとする。

施設の利用者又は、利用団体の住所、所在地が県内の場合は、通常料金の1.5倍、県外である場合は、2倍として、市外割増料金を設定する。

(3) 時間帯別、休日等の使用料について

貸室等において、時間帯別、休日等の施設使用料については、原則、同一料金とする。

ただし、利用者の分散化を図るなど、時間帯別に3区分（午前・午後・夜間）、2区分（午前、午後・夜間）、休日等の使用料を設定する必要がある場合については、各施設の時間帯、休日等の利用状況、利用実態を踏まえ、適正な料金を設定する。

(4) 施設の個別事由による使用料について

施設の目的外利用や入場料その他これに類する金銭を徴収する場合など、各々の施設の個別事由により、使用料を徴収する必要がある場合については、各施設の現状を踏まえ、公平性・公正性を十分検討した上、設定するものとする。

(5) 類似(同一目的)施設の施設間調整について

使用料算定基準に基づき算定した使用料は適正な使用料であるものの、料金を最終決定するにあたっては、近隣他都市、市内の類似(同一目的)施設の使用料との均衡を考慮し、当該施設の使用料を決定する。

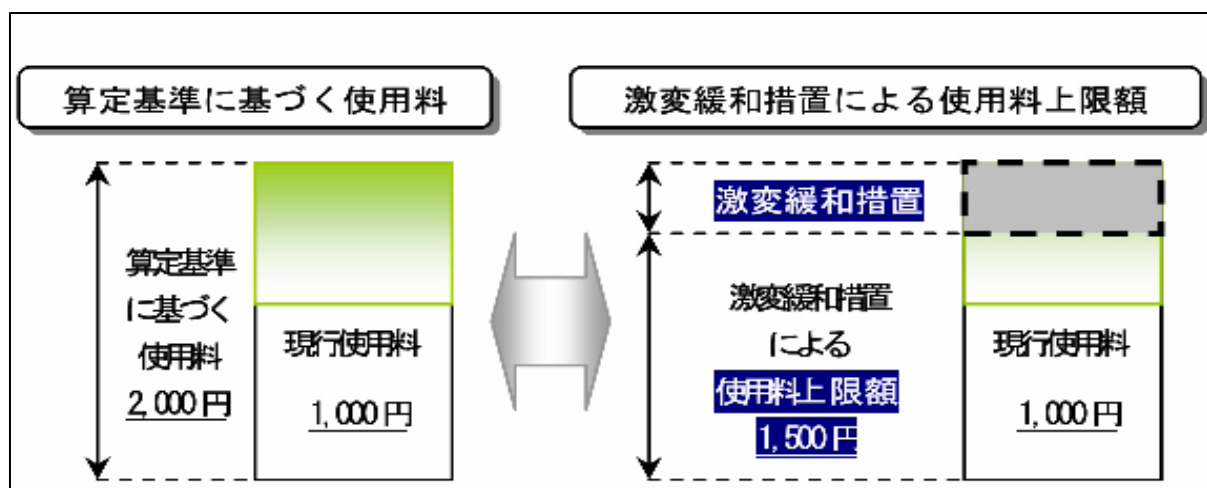
●類似施設等において使用料設定の調整をする理由

- ① 新施設においては、修繕費などの維持管理経費が低廉に抑えられるため、安い使用料設定をすべきとの考え方、一方では、利用者の快適性や満足度が高まるため、高い使用料設定をすべきとの考え方があり、各々、相反する考え方があるが、各々の施設のライフサイクルコストを見通す中で、経過年数にかかわらず平準化した料金設定とした方が適当である。
- ② 公の施設の使用料としては、利用者にとって受益が同じもの(種類、規模、質が同じもの)は同じ料金である方が分かりやすい。

(6) 激変緩和措置

使用料の改定により、現行の使用料を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすこととなる。これを避けるため、使用料が段階的に上昇するよう下記のような激変緩和措置を導入する。

現行使用料より著しく高額になるときは、原則、1.5倍を改定上限とし、定期的な見直し時期等に併せて段階的に改定する。



ただし、以下の点に留意し、施設の実情に応じて使用料を設定する。

- ・利用率の低下を招く恐れがあるときは、改定額を調整する。
- ・現行使用料より低額となり、民業を圧迫する恐れがある場合は、現行使用料に据え置く。

(7) 定期的な使用料の改定

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用等の変化を把握し、原則として、3～5年毎に見直しを行うものとする。

見直しにあたっては、必要に応じ市民への周知期間を設けるなど適切な時期に行なう。

ただし、指定管理施設等で特別な事情がある場合は、委託期間等を考慮し、決定する。

(8) 減額・免除の取り扱い

使用料の減額・免除については、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定し、今後も適用をしていく。ただし、負担の公平性の観点から、適正に運用するとともに、施設の設置目的や性質等を考慮した上で、その必要性を再検討し、今後、統一した基準を設定するものとする。